

平成30年第4回八雲町議会臨時会会議録

平成30年4月25日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2号 八雲町保健環境保全林設置条例を廃止する条例
日程第 5 議案第 3号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第 4号 平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第 5号 平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第 6号 平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第10 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
日程第11 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
日程第12 選挙第 1号 山越郡衛生処理組合議会議員の選挙

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 1番 | 岡 島 敬 君 | 2番 | 関 口 正 博 君 |
| 3番 | 佐 藤 智 子 君 | 4番 | 横 田 喜世志 君 |
| 5番 | 斎 藤 實 君 | 6番 | 大久保 建 一 君 |
| 7番 | 赤 井 睦 美 君 | 9番 | 三 澤 公 雄 君 |
| 10番 | 田 中 裕 君 | 12番 | 安 藤 辰 行 君 |
| 13番 | 宮 本 雅 晴 君 | 14番 | 千 葉 隆 君 |
| 副議長 | 15番 黒 島 竹 満 君 | 議 長 | 16番 能登谷 正 人 君 |

○欠席議員（1名）

- 11番 牧 野 仁 君

○欠 員（1名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
		併選挙管理委員会事務局長	
総務課参事	佐藤尚君	企画振興課長	
		兼行財政改革推進室長	竹内友身君
		兼情報政策室長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	新幹線推進参事	藤澤久雄君
財務課長	鈴木敏秋君	会計管理者	荻本和男君
兼収納対策室長		兼会計課長	
住民生活課長	川口拓也君	農林課長	加藤貴久君
		併農業委員会事務局長	
農林課参事	森太郎君	水産課長	伊藤修君
商工観光労政課長	藤牧直人君	建設課長	馬着修一君
		公園緑地推進室長	
建設課参事	朝倉俊之君	環境水道課長	川崎芳則君
落部支所長	戸田淳君	教育長	田中了治君
		社会教育課長	
学校教育課長	石坂浩太郎君	兼図書館長	吉田一久君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	三坂亮司君	学校給食センター所長	山田耕三君
学校教育課参事	本庄伯幸君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院施設課長	佐々木裕一君
総合病院庶務課長	福原光一君	総合病院医事課長	沢野治君
総合病院経営企画課長			
地域医療連携室長	竹内伸大君	消防長	桜井功一君
消防本部次長	大淵聡君	八雲消防署長	伊丸岡徹君
八雲消防署管理課長	高橋朗君	八雲消防署消防課長	今村幸一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長			
産業課長	田村春夫君	熊石消防署長	荒谷佳弘君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

◎ 開会・開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
これより平成30年4月25日招集、八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎ 追悼の辞

- 議長（能登谷正人君） この際ご報告いたします。
議員皆様すでにご承知の通り、同僚議員でありました掛村和男君が、去る4月5日ご逝去されました。まことに痛恨、哀悼の情にたえません。
葬儀に際しましては、町長から弔辞を賜り、また、議会運営委員会 千葉委員長及び総務経済常任委員会 三澤委員長より弔辞を贈り、謹んで弔意を表しました。
前例により、本臨時会において故掛村和男君に追悼の言葉を贈り、黙とうをささげることにはしたいと思います。
なお、本日、ご遺族のご臨席をお願いしておりますので、ご了承願います。
町長及び議員会会長 田中裕君より発言を求められておりますので、これを許します。
それでは、まず最初に町長よりお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 発言のお許しをいただきましたので、去る4月5日、突如逝去されました掛村和男議員を偲び、謹んで追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

掛村和男議員におかれましては、4期12年に渡り、ひたすらに八雲町の発展と町民の生活安定、福祉向上を願い、ご奮闘を続けられました。その足取りを思い起こし、ただただ敬意の念であります。

特に、私は合併後の平成17年には掛村議員と一緒に町議会議員として当選をさせていただきました。当時は、議員の数も26名でありました。私たちの偉大な先輩たちの一番下におりました。私たち新人3人で同期の桜ということで勉強会を始め、ところがこの3人も桜なのか藤なのか牡丹なのか、いろいろと色濃い3人でありました。

八雲の町政、特に町民のために侍となって議会に切り込むんだと、そんな思いで3人で勉強会をはじめ、先輩議員に負けないように戦ってきた。町のために一緒に奮闘してきた、そういう思いがあります。

掛村議員は私よりも先輩で、年上で、私たちより先に切り込み隊長として町政に切り込んでいきながら、八雲町発展のために尽くしたものと思います。

議会にとりまして、八雲町にとりまして、私個人にとりまして、偉大な同期を亡くしたことは、大変今も残念であります。

私は特に落部から通っていますので、いつも掛村議員は新聞配達で私の方に向かいながらニコニコして手を●●、さらに帰りには、今日は帰ってきているなど、2階で電気を見るのが日課であります。この頃は2階にも電気が灯っており、家族の人がいるのかなと思いながら帰っております。

まだまだ信じられない気持ちでいっぱいでありますけれども、改めて衷心より、感謝の誠をささげますと共に、この間、多くのご指導、ご鞭撻を賜りました職員、関係者一同と共に、心からご冥福を申し上げ、ここに在りし日を偲びつつ、追悼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（能登谷正人君） 次に、田中裕君よりお願いいたします。

○10番（田中 裕君） 議員各位のお許しをいただきながら、掛村議員を偲び、そして悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げたいと存じます。

4月6日の早朝、掛さんの訃報に接しました時、私はしばらく次の言葉を口にすることが出来ませんでした。あまりにも急ぎ過ぎた。本当に、非常に、残念でなりません。

掛さんの思い出はいろんな場面で思い出されるわけですが、いつも笑顔で語りかけてくれた掛さんの姿は、もうこの議場にはございません。

掛村和男議員は、平成17年に初当選して以来、連続4期。この間、産業建設常任委員会副委員長、総務経済常任委員会の正副委員長などを歴任され、町政の発展に多大な貢献をされました。また、議員会副会長も務めていただき、議員の親睦融和を図るということをしていただき、またスポーツ議連の会長として青少年のスポーツ振興には特段のご尽力をしていただき、また、4町連携議員連盟では、幹事長という要職を持ちながら、特段の思い入れを持ちながら4月1日、ようやく創立をすることが出来ました。彼の言っている言葉の意味はですね、これからの町政、我々過疎できている町においては、一対一の、点と点の政治じゃもう駄目なんだ。面で見ないと駄目なんだというのが彼の口癖でありました。

3月の定例会の最後の慰労会の日に、ユーモアたっぷりの挨拶は皆さんご存知かと思います。私が掛村議員と最後に会ったのは3月30日の臨時会が最後ではなかったのかなと思います。宮本議員は私に、掛さん、自分の家の前の氷をやっていたわって。大丈夫かな、ということが笑い話の中で言っていました。で、議員として最後に会ったのが、多分、黒島副議長だったのかなと思います。4月の5日の日に斎場で一緒になったそうであります。その時、かなり掛さんは窮屈な思いをして斎場に来て、その姿を見て黒島さんが「あまり無理をするな、帰れ」と言って、帰ったそうではありますが。その平成30年4月5日午後9時17分を一期として、家族に見守られながら静かに逝去されました。

掛村和男議員はもうこの議場で会う事はありません。故郷八雲町の輝かしい未来を願い、議席に手向けられました花のように素晴らしい笑顔で、そして今も、私は個人的には掛村和男議員という言葉の響きをこれからも大事にしていきたいと思うわけであります。特に岩村町長におかれましては、掛村和男議員は岩村町政に対する最大の理解者の1人だったと私は今でも思っております。町長におかれましては、慚愧に堪えないというふうなことを推察するわけでありませぬ。

終わりにあたりまして、掛村議員のご冥福をお祈りするとともに、八雲町発展のため、全力を尽くすこととお誓い申し上げまして、追悼の言葉とさせていただきます。

平成30年4月25日、八雲町議会議員会会長 田中裕。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（能登谷正人君） 掛村和男君のご逝去を悼み、哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。ご起立願います。

黙祷。

(黙祷)

○議長（能登谷正人君） 黙とうを終わります。ご着席願います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、2月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に議会関係ではありますが、文教厚生常任委員会から4月2日付で、「学校給食センターの施設整備」について、伊達市及び白老町にて視察調査を実施するため、会議規則第72条の規定により委員派遣承認要求書が提出されましたので、議長により承認いたしました。

視察は4月23日に実施され、委員8名が参加しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に横田喜世志君と三澤公雄君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配布しております議案6件、承認1件及び報告2件の計9件であります。

また、掛村和男議員のご逝去にともない山越郡衛生処理組合議会議員の補欠選挙を行う予定となっております。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

また、先に事前配付しております議案書及び概要説明の一部に誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

本日の会議に、牧野仁議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書1ページからであります。

本件は、国の平成30年度税制改正によるもので、地方税法の一部を改正する法律等の成立、公布に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、その改正内容を概要説明書によりご説明申し上げます。概要説明書2ページからご覧いただきたいと思っております。

適用期日が平成30年4月1日、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成32年4月1日、平成33年1月1日の5区分となっております。

はじめに、平成30年4月1日適用分からご説明申し上げます。1、条例第31条、均等割税率等に係る規定の改正は議案書2ページ。

2、条例第36条の2、ただし第1項を除き町民税の申告に係る規定の改正は、議案書4ページから5ページ。

3、条例第47条の3及び条例第47条の5、特別徴収義務者に係る規定の改正は、議案書5ページから6ページで、いずれも地方税法の改正に伴う適用条項、文言等条文の整備であり、規定趣旨に変更はないものであります。

4、条例第48条第2項から第9項、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書7ページから8ページで、法人税法、地方税法等の改正により、内国法人が外国関係会社との二重課税額の控除において、国税から控除しきれなかった額を法人町民税税割額から控除することを定めた条文の整備をしようとするものであります。

5、条例第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正は、議案書9ページから11ページで、地方税法の改正により、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更生がされ、その後更に増額更生等があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除し計算することを定めた条項を追加し、他に条文の整備をしようとするものであります。

6、条例第20条及び条例附則第3条の2並びに条例附則第4条の改正は、議案書1ページ及び16ページから17ページで、先の条例第48条及び第52条の改正に伴う項ずれ、文言等、条文の整備をしようとするものであります。

7、条例第54条、固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正は、議案書11ページで、地方税法施行規則の改正に伴う適用条項のずれによる条文の整備をしようとするものであります。

8、条例附則第10条の2、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置に係る規定の改正は、議案書18ページから19ページで、地方税法の改正により、法の範囲内で固定資産税の課税標準額の軽減を定める対象が追加及び見直しされたことにより条文の整備をしようとするもので

あります。

概要説明書 2 ページから 3 ページにかけての (1) 土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設の規定は、議案書 18 ページ、改正前第 3 項であり、期間満了に伴う廃止であります。

概要説明書 3 ページ (2) 水質汚濁防止法関連施設の見直しは議案書 18 ページ、第 1 項で、国で定める標準特例の割合変更に伴い、同様に変更しようとするものであります。概要説明書 3 ページから 4 ページ、(3) 再生可能エネルギー発電設備の見直しは、議案書は 18 ページから 19 ページ、第 10 項から第 19 項で、各発電設備に対する既存の特例制度がそれぞれ出力ごとに細分化し改正されたものであり、課税標準額を 3 年度分に限り、国で定める標準特例の割合にしようとするものであります。(4) 津波防災地域づくりに関する規定の見直しは、議案書は 18 ページ、第 5 項から第 9 項で、対象となる避難施設に指定避難施設が追加され、合わせて家屋と償却資産に区分化されたものであり、課税標準額を 5 年度分に限り国で定める標準特例の割合にしようとするものであります。(5) 生産性革命の実現に向けた中小企業設備投資への支援の特例は、新規施策であり、議案書は 19 ページ、第 22 項として追加であります。これは、政府が 2020 年までの 3 箇年を生産性革命集中投資期間として大胆な税制、予算、規制改革など、施策を総動員するとし、その集中投資期間において、地域の中小企業における設備投資の促進を目的に、生産性向上特別措置法を制定し、固定資産税の臨時異例な軽減制度を創設しようとするものであります。具体的には、その規定に基づき、市町村が作成する導入促進計画に適合し、かつ労働生産性を年平均 3% 以上向上させるものとして認定を受けた一定の償却資産に対し、課税標準額を 3 年度分に限り軽減するもので、八雲町としては国で定める特例範囲の最低限度の 0 にしようとするものであります。なお、当該法律は現在国会審議中であり、法律の成立施行後に町として国へ導入計画の申請をし、国から承認を得たのち、希望事業者との協議、事業者の導入計画の認定、事業者の事業執行という流れとなります。他、同条に係る改正は、法改正に伴う適用条文の項及び号ずれによる条文の整備であります。

9、条例附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書 19 ページから 22 ページで、地方税法等の改正に伴う適用条項、条文の整備であり、加えて第 12 項の新設は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の適用に係る規定が追加されたことに伴う条文の整備であります。なお、税条例の改正は必要ないものの、これまでの新築住宅、及び認定長期優良住宅に対する固定資産税の軽減減額措置、並びに既存住宅における耐震改修、バリアフリー、省エネ改修工事の後の固定資産税の減額措置が従来通りの制度で適用期限が 2 年間延長する地方税法の改正がなされたところであります。

10、条例附則第 11 条、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正、概要書 5 ページに移りまして、11、条例附則第 11 条の 2、土地の価格の特例に係る規定の改正。12、条例附則第 12 条、宅地等に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正。13、条例附則第 13 条、農地に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正は、議案書 22 ページから 25 ページで、地方税法の改正により、現行制度の適用期限を平成 32 年度まで 3 年間延長する条文の整備を行うものであります。

14、条例附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正は議案書 25 ページから 26 ページで、地方税法の改正により、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を平成 32 年度まで 3 年間延長する規定の整備を行おうとするものであります。なお、特別土地保有

税については、平成 15 年度以降、新たな課税は停止しており、直接的な影響はないものであります。

次に、平成 30 年 10 月 1 日適用分として、1、条例第 92 条、製造たばこの区分に係る条文の新設。2、条例第 92 条の 2、町たばこ税の納税義務者等に係る規定の改正。3、条例第 93 条の 2、製造たばことみなす場合に係る条文の新設は、議案書 12 ページで、地方税法の改正により、加熱式たばこに係る税制上の取り扱い、課税方式の見直しにおいて、その特性を踏まえ製造たばこと見なすこととする条文を追加、整備をしようとするものであります。

概要説明書 5 ページから 6 ページにかけまして、4、改正条例第 1 条から第 5 条における条例第 94 条、たばこ税の課税標準に係る規定の改正は、議案書 12 ページから 15 ページ及び 26 ページから 31 ページで、先の加熱式たばこについて、その税率を現行のパイプたばこへの換算から、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とする規定を整備するものであり、加えて税率、課税方式の見直しについて、急激な税負担の変化に伴う影響への配慮から、平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 10 月 1 日にかけて 5 段階で移行しようとするものであります。

5、改正条例第 1 条、第 3 条、第 4 条における条例第 95 条、たばこ税の税率に係る規定の改正は、議案書 15 ページ、28 ページ、及び 29 ページで、地方税法の改正により、たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる条文の整備をしようとするものであります。

6、条例第 96 条、たばこ税の課税免除に係る規定の改正は、議案書 15 ページで、地方税法の改正により、適用条文の条ずれに伴う条文の整備をしようとするものであります。

7、条例第 98 条、たばこ税の申告納付の手続きに係る規定の改正は、議案書 15 ページから 16 ページで、条例第 94 条において定義語を定めたことに伴う条文の整備をしようとするものであります。

8、改正条例第 6 条及び条例附則第 5 条、町たばこ税に関する経過措置の改正は、議案書 31 ページから 33 ページ、及び 35 ページで、地方税法の改正により、旧 3 級品に係る特例税率の廃止に伴う、経過措置のうち、平成 31 年 3 月 31 日までを平成 31 年 9 月 30 日までに延長する条文の整備をしようとするものであります。

次に、平成 31 年 1 月 1 日適用分として、1、条例第 24 条第 2 項、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書 2 ページで、地方税法の改正により控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者に変更する条文の整備をしようとするものであります。

2、条例第 36 条の 2 第 1 項、町民税の申告に係る規定の改正は、議案書 3 ページから 4 ページで、地方税法の改正により、年金所得者に係わる配偶者特別控除の申告要件の見直しによる適用条項、文言等、条文の整備をしようとするものであります。

3、条例附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例における規定の改正は、議案書 26 ページで、租税特別措置法の改正による適用条文の条ずれに伴う条文の整備をしようとするものであります。

概要説明書 7 ページに移ります。次に、平成 32 年 4 月 1 日適用分として、条例第 23 条、町民税の納税義務者等及び条例第 48 条第 1 項及び第 10 項から第 12 項、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書 1 ページ及び 8 ページから 9 ページで、地方税法の改正により資本金 1 億円超の法人など、いわゆる大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出、すなわち電子申告の義務化に伴う条文の整備をしようとするものであります。

次に平成 33 年 1 月 1 日適用分として、1、条例第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書 1 ページから 2 ページで、地方税法の改正により所得課税の見直しに

に伴い、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備をしようとするものであります。

2、条例第34条の2及び条例第34条の6、所得控除及び調整控除に係る規定の改正は、議案書2ページから3ページで、地方税法の改正により前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除額が消失し、調整控除額を適用しないこととする要件を創設することに伴う条文の整備をしようとするものであります。

3、条例附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書17ページから18ページで、地方税法の改正により、所得割非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備をしようとするものであります。

なお、所得課税の見直しとは国の税制改正により、平成33年以後の適用として、働き方の多様化を踏まえた働き方改革を推し進める観点から、所得課税の見直しがされたもので、具体的には所得控除、公的年金控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額の10万円引き上げる控除額の振替、他に給与所得控除の上限の引き下げ、公的年金控除の上限設定、配偶者特別控除対象所得金額の引き上げ等、法改正がなされたところであります。

以上が八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。議案書1ページから39ページの改正条例の各規定につきましては、ただ今ご説明申し上げました概要説明の内容の他は、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でありますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号八雲町保健環境保全林設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第2号八雲町保健環境保全林設置条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。議案書40ページであります。

八雲町保健環境保全林設置条例は平成6年3月、旧八雲町が制定し、合併後も引き続き存続させたものでありますが、条例の設置目的は、山林を取得するにあたりその財源として当時単独事業として最も財政的に有利であった起債事業である地域総合整備事業のうち、地域環境保全事業を活用するにあたり、国の定める要件として条例規定が必須であったことによるものであります。

現在、その起債制度は廃止され、新たな土地、森林の取得において本条例制度の適用は必要なく、当時借入れした起債は既に償還を完了しているところであります。また、管理については取得時から町有林等として適正に管理しているものであります。

したがって、この条例の使命は既に終了していると判断されることから、廃止しようとするものであります。

なお、本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上をもちまして議案第2号の提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書41ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに2億2,662万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億6,362万3,000円にしようとするものであり、北海道新幹線建設関連町道拡幅工事受託事業他、1事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書47ページであります。

2款総務費、1項総務管理費、1項一般管理費110万7,000円の減額は、臨時職員の賃金、社会保険料であり、同額を8款の北海道新幹線建設関連町道拡幅工事受託事業の事務費へ計上、すなわち、予算組み替えによるものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目畜産業費 71 万 3,000 円の追加は、消費・安全対策事業であります。乳牛の白血病等の予防検査については、八雲町家畜伝染病自営防疫組合が実施しているところではありますが、近年増加傾向であり、蔓延が危惧されている現状から、同組合として撲滅へ向けたマニュアル作成、研修会を計画し、その基礎データとして検査対数を増量し、対応しようとするもので、それら経費について、国の消費安全対策事業に申請したところ承認が得られ、町育成牧場の入牧予定牛から検査に着手する計画から、このほど、その補助金の内示相当額について、予算を追加しようとするものであります。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 4 目道路新設改良費 2 億 3,440 万円の追加は、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構から委託された山崎地区の町道 3 路線の拡幅事業に係る経費であります。同機構が発注した立岩トンネル山崎工区建設工事は、立岩トンネル立岩側から 2 工区目であり、本工事に際して作業用の斜坑トンネル 1,675 メートルが整備されるものであり、その出入り口が町道りサイクルセンター線に接続するものであります。工事期間中は工事用大型車両が相当数通行することから、生活経済活動の一般車両の通行に支障が生じるため、その保証として幅員の狭い町道区間について拡幅整備が必要となり、その工事について、原因者である機構から八雲町が受託することでこのほど整いましたので、予算補正しようとするものであります。

工事の内容は、町道 3 路線延べ 2,500 メートルを 8 メートルに拡幅するもので、年内に工事を終えようとするものであります。事業費は工事費 2 億 282 万 4,000 円、拡幅される用地の確定測量業務委託料 1,220 万 4,000 円、用地買収費 180 万円、支障物件補償費 183 万 6,000 円、水道管移設補償費 549 万 9,000 円、工事用道路用地借地料 20 万円、本事業に係る職員の人件費など事務費として 1,003 万 7,000 円、計 2 億 3,440 万円であり、予算計上しようとするものであります。

なお、補償費として計上する水道管移設工事については、水道会計で対応すべく当該会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書 49 ページになります。14 款、1 項職員費、1 目職員給与費 630 万 9,000 円の減額及び 3 目諸費 107 万 4,000 円の減額は、職員の給料及び共済費であり、2 款総務費と同じく、同額を 8 款の北海道新幹線建設関連町道拡幅工事受託事業の事務費へ計上、すなわち、予算組み替えによるものであります。

以上、補正する歳出の合計は 2 億 2,662 万 3,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書 45 ページになります。15 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金 71 万 3,000 円の追加は、消費・安全対策交付金事業補助金で、歳出で説明しました同事業に対する補助金で、歳出と同額であります。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 849 万円の減額は、歳出で説明いたしました北海道新幹線建設関連町道拡幅工事受託事業において、事務費として支弁される人件費について、既定予算の組替で対応することから、その財源の軽減分を基金繰入金の圧縮へ繋げようとするものであります。

20 款諸収入、4 項受託事業収入、7 目北海道新幹線建設関連町道拡幅工事受託事業 2 億 3,440 万の追加は、歳出で説明いたしました同事業に係る独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構からの受託事業収入であり、歳出と同額であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 2 億 2,662 万 3,000 円の追加であります。

以上で議案第 3 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろ

しくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第4号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書51ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億675万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書55ページの下段でございます。

6款諸支出金、2項操出金、1目直営診療施設操出金243万円の追加は、熊石国保病院において動脈硬化など血管のつまりや不整脈などを検査する血圧脈波検査装置を更新するにあたり、当該検査装置購入費の2分の1が国保会計特別調整交付金補助の対象となることから、補助同額を病院事業会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入であります。同ページの上段でございます。3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金243万円の追加は、歳出の血圧脈波検査装置購入費に対応する道からの特別調整交付金補助であります。

以上、簡単ではありますが、議案第4号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○国保病院事務長（桂川芳信君） 議長、国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（桂川芳信君） 議案第5号平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。議案書57ページであります。

この度の補正は国保病院の医療器械器具が故障し修理不能となったため、医療器械器具の購入について補正をお願いするものであります。第2条業務の予定量の建設改良計画は、国保病院医療器械器具等2点、583万2,000円を追加するものであります。

第3条資本的収入及び支出ですが、収入の1款資本的収入、2項国保病院企業債に340万円を追加し1,370万円とし、4項国保病院出資金に243万円を追加し3,020万2,000円に。支出の1款資本的支出、2項国保病院建設改良費に583万2,000円を追加し、1,650万5,000円にしようとするものであります。

詳細につきましては、58ページの補正予算実施計画により、支出からご説明いたします。1款資本的支出、2項国保病院建設改良費、1目固定資産購入費583万2,000円の増額は、脳卒中や動脈硬化などの血管のつまりや不整脈などの検査をする血圧脈波検査装置486万円と、粉末の薬や錠剤を粉末につぶして調剤する集塵機付調剤台97万2,000円を購入するものであります。

支出の合計は、既決予定額5,502万1,000円に583万2,000円を追加し、6,085万3,000円とするものであります。

これに対応します収入についてご説明いたします。1款資本的収入、1項国保病院企業債、1目企業債に340万円を追加し1,370万円に。4項国保病院他会計出資金、1目他会計出資金に243万円を追加し3,020万2,000円にしようとするものであります。この他会計出資金は、国保会計の補正予算で説明いたしましたとおり特別調整交付金であります。収入の合計は既決予定額3,807万2,000円に583万円を追加し、4,390万2,000円にするものであります。

57ページにお戻り願います。第4条企業債の補正は、国保病院医療機械器具整備事業の企業債の限度額を340万円追加し、1,100万円にしようとするものであります。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第8 議案第6号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(川崎芳則君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(川崎芳則君) 議案第6号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。議案書62ページをお願いいたします。

この度の補正は、議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第1号)で提案説明がありました、北海道新幹線立岩トンネル山崎工区建設工事に伴う町道拡幅改良工事の施工により、支障となる既設配水管の移設が必要となることから、本移設に関する事業費の補正でございます。

第2条業務の予定量は、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、建設改良の(2)配水管等整備事業の既決予定量7,307万1,000円に支障となる既設配水管の移設事業費1,709万9,000円を追加し、9,017万円にしようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出は、補正予算実施計画により資本的支出からご説明いたします。63ページ下段になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費の工事請負費に1,709万9,000円を追加し、支出の合計額を2億5,382万8,000円にしようとするものでございます。

これに対応する収入でございますが、上段になります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、水道施設整備事業1,160万円の追加は、支障となる配水管の移設補償額から控除される既設配水管の布設当時からの経過年数による減耗分と、移設工事において既設配水管と同じ管の種類ではなく、耐震性を兼ね備えた管種へ改善を図る事等により、移設補償の対象外分について、企業債で対応しようとするものでございます。

4項補償金、1目補償金、工事補償金549万9,000円の追加は、支障となる既設配水管を移設することに伴う独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構からの補償金であり、基本的には工事請負費に係る経費は補償対象となりますが、1目企業債でご説明いたしました既設配水管の経過年数による減耗分と耐震性のある管種への改善などにつきまして、補償対象外となるものでございます。これによりまして、収入の合計を1億4,529万円にしようとするものでございます。

次に、第4条企業債の補正でございます。62ページにお戻り願います。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を6,130万円から7,290万円にしようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第6号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 承認第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 承認第1号についてご説明いたします。議案書64ページからになります。

本件は地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものでございます。

専決処分いたしました条例の改正内容につきましてご説明いたします。議案書66ページをお願いいたします。また、あわせて概要説明書の10ページもご覧いただけます。

改正の概要は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課限度額の引き上げ及び低所得者にかかる保険税軽減の拡充に関する改正でございます。第2条第2項の改正は、医療分課税額の賦課限度額を54万円から58万円へ引き上げるものでございます。

第23条の改正は、国民健康保険税の軽減適用後の賦課限度額を第2条第2項の改正にあわせ改めるとともに、第2号及び67ページの第3号では、低所得者に係る保険税軽減の適用範囲を拡充させるため軽減判定基準額を引き上げるもので、被保険者数等に乘ずる額を5割軽減は27万円から27万5,000円へ、2割軽減は49万円から50万円へそれぞれ増額するものでございます。

附則として、第1条は施行期日を平成30年4月1日とするもので、第2条は適用区分として、平成30年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 1つ目の賦課限度額の引き上げですけれども、これは所得がいくら以上で何世帯が対象になるのでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） ちょっと所得の上限につきましては、各世帯員等の数がありますので、全国的な平均値として示されているのが、国の方からですね、単身世帯で八雲町と同じような四方式を行っている世帯の国保の収入の上限等を考えますと、およそ1,000万程度というふうに言われております。

八雲町のこの度の限度額の対象世帯でございますが、あくまで新年度はこれから調定が確定となりますので、29年度の賦課・調定のベースで確認させていただいたんですが、294世帯ございます。で、増税額にしますと単純にそちらの方に4万円を乗じると1,150万円程度の増額になるのではないかと、というふうな形で分析しております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第10 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書68ページになります。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

69ページになります。損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は

平成 29 年 12 月 26 日、八雲町東雲町 51 番地付近、町道総合病院通線歩道部において、町有除雪作業車が除雪作業中に歩道部にある横断歩道標識に接触し損害を与えた事故について、民法第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定したものであります。

損害賠償の額は 13 万 3,920 円で、損害賠償の相手方は、函館市五稜郭 15 番 5 号、北海道函館方面公安委員会であります。

この度の物損事故に対しまして、作業員には障害物がある場合の除雪作業では、無理して作業機械でぎりぎりまで取らず、ある程度の部分は人力に任せるように指示し、今後の作業時にはこのようなことが無いよう十分注意いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告第 1 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） この説明だけでは、歩道の除雪車は小型の●●がついたものではないかなと思うんですけども、前方でぶつかったのかどうか分からないんですが、ギリギリを、っていう表現があるので、前方でぶつかったのかなと推察します。で、その時に、非常に低速で確実な仕事をしているのが日常だと思いますので、ひょっとしたら標識の立っている位置が歩行者にとっても邪魔な位置にあるんじゃないのかなと推察されるんですけども。その恐れはないですか。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） すみません、説明不十分ということで、歩道標識が立っているポールの位置は、歩道と車道との間の部分でございますので、直接歩行者には支障になる部分ではないんですけども、除雪する場合ギリギリまで取るということで、表現は接触してというふうになっているんですけども、接触というよりは雪と一緒にちょっと押して曲げてしまったというようなことで、今回それを戻す時に亀裂が入って折れてしまったという事でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 11 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、報告第 2 号専決処分の報告についてをご説明いたします。議案書 70 ページになります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。議案書 71 ページをご覧ください。

専決処分の内容でございますが、本件は平成 30 年 3 月 1 日、八雲町立山越小学校において、校舎屋根に堆積した雪が下校時間に児童を迎えに来た車両の屋根部に落下し損害を与えたことについて、国家賠償法第 2 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、損害賠償額を決定したものでございます。

損害賠償の額は 13 万 7,717 円で、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町山越 104 番地 21、星尚弘さんでございます。

この事案が発生した平成 30 年 3 月 1 日は暴風雪により午後から一斉下校を実施した日であり、下校する児童を迎えに来た際に起こったものであります。落雪事故発生後、全小学校に対しまして、児童・生徒、来校者への注意喚起や落雪の危険がある場所への立ち入りや駐車をしないための措置を講ずるよう周知をいたしました。

今後も冬季を迎える前に、改めて注意喚起を行うなど、再度このようなことがないよう万全を期してまいりたいと考えております。

この度は、相手方及び関係各位にご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第 2 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 12 選挙第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 選挙第 1 号山越郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当町議会選出の山越郡衛生処理組合議会議員でありました故掛村和男君の後任を、組合規約第 6 条第 3 項の規定により選出するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、山越郡衛生処理組合議会議員に横田喜世志君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した横田喜世志君を当選人とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山越郡衛生処理組合議会議員に、横田喜世志君が当選されました。

ただいま当選された横田喜世志君が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、平成30年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時24分]